

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
 代替性検証（案）に対する意見募集
 について提出された意見に対する意見提出者の一覧
 （意見募集期間：令和3年3月3日（水）～同年4月2日（金））

計 12 者（法人：12 者）

（提出順、敬称略）

受付	意見受付日	意見提出者
1	令和3年4月1日	フリービット株式会社
2	令和3年4月2日	株式会社インターネットイニシアティブ
3	令和3年4月2日	株式会社NTTドコモ
4	令和3年4月2日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
5	令和3年4月2日	一般社団法人テレコムサービス協会
6	令和3年4月2日	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
7	令和3年4月2日	株式会社オプテージ
8	令和3年4月2日	ソニーネットワークコミュニケーションズ スマートプラットフォーム株式会社
9	令和3年4月2日	ソフトバンク株式会社
10	令和3年4月2日	富士通株式会社
11	令和3年4月2日	KDDI株式会社
12	令和3年4月2日	日本通信株式会社

電子政府の総合窓口「e-Gov」を經由して提出された意見一覧

○案件番号：145209706

○案件名：「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に対する意見募集

受付	意見提出者	該当箇所	御意見
1	フリービット株式会社	—	<p>プレフィックス自動付与機能については、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 既存中継事業者を利用することにより、新たな設備投資が不要(2) 他事業者網や緊急通報機関との接続（調整含む）が不要(3) 上記を踏まえて、早期に提供可能 <p>といった利点があり、MVNO 事業者として負担が少なく、音声サービス提供が可能となる新たな利用形態であると認識している。</p> <p>弊社としても、音声サービスを提供するにあたり、モバイル音声卸に加えて、自社状況を踏まえて選択可能となる新たな利用形態ができたことを非常に歓迎しており実際に利用開始しているところである。</p> <p>また、接続の設備利用形態として、プレフィックス自動付与方式は、モバイル音声卸と設備利用形態が異なるものの、利用条件は同等のものであると認識している。</p> <p>中・長期的には IMS 接続も視野にいれて検討する必要があるが、現在の市場環境では導入時期が最も重要であり、コスト等の観点からも、モバイル音声卸に加えて利用選択可能なものであり、「代替性あり」に賛同する。</p>

意見書

令和3年4月2日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 102-0071

住所

とうきょうとちよたくふしみ
東京都千代田区富士見2-10-2

氏名

株式会社インターネットイニシアティブ

代表取締役社長 かつ 勝 えい 栄 じ 二 ろう 郎

電話番号

電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>なお、代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<p>二種指定事業者より接続の提供条件が公表されたことにより、今後のモバイル音声卸の契約交渉が活性化されることが期待されます。ただ、接続の提供条件が公表されて間もないこともあり、現時点で観点 c) の評価を行うことは、時期尚早と考えます。一定期間経過後に、客観的かつ適正性のある検証が行われることが妥当と考えます。</p> <p>また、中長期的には、接続代替性に支えられた事業者間の適切な卸交渉により継続的にモバイル音声卸料金の引き下げが行われ、MVNO がモバイル音声卸と接続の双方のメリット・デメリットを踏まえ自由に選択できる環境が整うことが望ましいと考えます。</p>
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種 	<p>接続の設備利用の形態はモバイル音声卸とは異なるものの、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用については一定程度の同等性が確保されていると考えます。</p>

<p>指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。</p> <p>・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば IMS 接続が挙げられる。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か</p> </div> <p>・接続では緊急通報等が MVNO により実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</p>	<p>緊急通報等、接続では提供されない一部の機能が、接続に付随する卸役務としてコストベースで提供されることとされています。中継電話サービスは複数の中継事業者から提供されており、現在でも MVNO に利用され、活発な競争が行われております。</p> <p>MVNO は接続（付随する卸役務を含む、以下同様）と中継電話サービスを組み合わせることにより、モバイル音声卸を利用した場合と同等の利便性で、エンドユーザに携帯音声通信役務を提供することが可能となります。</p> <p>一方で、接続と中継電話サービスを利用して役務を提供する場合は、網構成や事業者間の接続形態の違いにより、モバイル音声卸で実現されている高音質通話の提供ができません。また、PSTN マイグレーションを控え、音声通信の網構成や事業者間の接続形態、中継事業者の競争環境などが大きく変化することが想定されます。このような状況が、モバイル音声卸における接続代替性にどのような影響を与えていくのか、中長期的に注視が必要であると考えます。</p>

以 上

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11-1
(ふりがな) かぶしがしいしやえぬていていどこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
いい もとゆき
代表取締役社長 井伊 基之

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性
検証(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

株式会社NTTドコモ
けいえいきかくぶりょうきんきかくしつ
経営企画部 料金企画室
せつぞくせいどたんとう
接続制度担当

該当箇所	当社意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・ 接続の設備利用形態は、二種指定事業者の IMS と接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNO が二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。 ・ なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば IMS 接続が挙げられる。 <p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続では緊急通報等が MVNO により実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、MVNO に対して従前より提供を行ってきた音声卸サービスの代替手段として、2021 年 2 月 24 日より、音声接続機能(プレフィックス自動付与機能)をコストベース(基本料相当:85 円、通信料:0.040849 円/秒)にて、提供を開始したところです。MVNO は、音声接続機能を利用することで、音声通話サービスを低廉な料金水準で提供することが可能となります。 ・ また、当社は、当該音声接続機能の提供に際して、MVNO が、全国に存在する緊急通報受理機関との接続を通じた緊急通報の提供や他の電気通信事業者との相互接続等が困難な場合は、MVNO からの求めに応じて、当該緊急通報等の機能をコストベースで卸提供することとしております。 ・ 加えて、従来より音声卸サービスをご利用いただいていた MVNO が、音声接続に切り替えるに当たっては、その MVNO のユーザが現に利用している SIM カードを差し替える必要もないところです。 ・ 今回、当社が提供する音声接続機能は、一般的な相互接続においてイメージされるような、MVNO が自ら設備投資を行う必要がないことに加え、音声接続機能に係る開発費は基本機能として網使用料での回収としているため、網改造料の負担が不要である点において、音声卸サービスと同等の簡便性を実現しているところです。 ・ こうした簡便性を MVNO にご評価いただいた結果、当社の音声接続機能は、現に、規模の大小にかかわらず、複数の MVNO から、利用申込や協議要望をいただいております。具体的には、フリービット株式会社様は、2021 年 2 月 25 日に、当社の音声接続機能を用いた音声サービスを提供する旨を公表されております。 ・ 以上により、当社としては、音声接続機能の提供を通じて、MVNO に対して、音声卸サービスの実質的かつ代替的な選択肢を提供

該当箇所	当社意見
	<p>出来ており、接続による代替性は十分に確保されているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方、当社は、音声卸サービスの料金についても、MVNO が市場競争力を有した音声定額サービスを実現可能な水準へ見直したところ []) であり、現に当該音声卸サービスを能動的に利用したいとする MVNO が複数存在しているところです。 当社は、今後も引き続き、競争環境の確保・市場競争の一層の促進に向け、MVNO に対する低廉で使いやすい料金の実現に努めていく考えです。 なお、IMS 接続については、総務省「接続料の算定等に関する研究会(2020年1月10日)」において MVNO 委員会から意見があったように、MVNO による設備投資や他事業者網に接続するための費用等、経済的負担が非常に大きいと想定され、また IMS の運用等、中小規模の MVNO には現実的に困難であることも考えられます。当社としては、MVNO の意見を踏まえ、それらの負担が限りなく小さくなる方式を検討した結果として、プレフィックス自動付与機能を提案したものであり、当該機能を用いた音声接続機能について、MVNO からも高く評価いただいているものと考えております。なお、今後、MVNO より、IMS 接続等の要望があれば、当社としては、これまで通り真摯に協議していく考えです。

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 丸岡 亨

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<本意見書に関する連絡先>

該当箇所	意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレフィックス自動付与機能を用いた接続と、従来のモバイル音声卸では、指定設備の利用形態が異なるものの、どちらの方式であってもエンド-エンドでの通話を提供することは可能であり、一定の同等性が確保されていると考えられます。 ・また、プレフィックス自動付与機能の利用に際しては、二種指定事業者（MNO）への網改造費用の支払いといった経済的負担が少ないうえ、従来のモバイル音声卸に比して低廉な料金水準での利用が可能となり、当社においてもプレフィックス自動付与機能の利用を選択させていただいたところです。
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレフィックス自動付与機能を用いた接続方式において、緊急通報等の一部のプレフィックス自動付与機能対象外の呼種別を卸役務として組み合わせて提供することにより、エンドユーザに対して実質的に従来のモバイル音声卸利用時と同様の役務を提供することは可能と考えます。 ・当社においても、プレフィックス自動付与機能を用いたサービスを本年4月7日から提供開始させていただく予定ですが、専用のアプリを使った発信をいただかなくても定額サービスを含む低廉なユーザ料金の実現が可能となり、プレフィックス自動付与機能の利用によりエンドユーザの利便性を更に向上させることができると考えております。

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう
東京都中央区日本橋人形町3-10-2
フローラビル8階

氏名

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人テレコムサービス

きょうかい
協会

かいちょう すずきこう
会長 鈴木 幸

いち
一

電話番号

電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>なお、代替性の評価に当たっては、下記に示すa) 及びb)の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<p>固定分野（光サービス卸）では、接続が先に存在し、その後卸役務が提供されましたが、モバイル分野（モバイル音声卸）の場合は、卸役務しか選択肢がないなか既に多くのMVNOがサービス提供している状況下で、新たに接続機能が設定されました。このことを踏まえると、接続を利用するに当たっては、現在広く使われている卸からの移行が、容易に可能でなければならないと考えます。仮に提供条件の制約によって、卸から接続への移行に当たり利用者に手間が発生する等の利用者利便の低下が伴うなど、卸から接続に移行することがMVNOに取り困難な場合は、実際に当該機能を利用できるMVNOが存在し得ない、あるいはごく少数に留まる可能性が高く、卸から接続への移行が可能かといった観点について「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」において考慮すべきです。その点、二種指定事業者にそのような制約的な提供条件の有無についてヒアリングまたは書面での報告を求め、制約的な提供条件がある場合には、当該提供条件の制約が解消されMVNOが接続を実質的に利用可能な状況が生じ得ない限り、代替性があるとの判断はすべきでないと考えます。</p> <p>また、モバイル音声サービスでは、かけ放題メニューの提供等利用者料金が多様化しているなか、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の観点においては、単にモバイル音声卸料金の見直しが行われたということだけでなく、MVNOにおいて多様な料金メニューを利用者に魅力的な料金で提供可能とする水準かどうか等、見直し後の料金水準も一定程度評価に加味することが適当と考えます。しかしながら、現時点で見直し後の卸料金が評価基準cを満たすかについて直ちに判断できる状況にはないと考えております。</p> <p>加えて、仮に接続機能がMVNOにとり実質的に選択肢となる状況において、当該接続機能の存在が卸料金水準を含めた契約交渉の適正化に十二分に寄与をしているとすれば、MVNOは、接続との間で料金や設備、通話品質等のメリット・デメリットを比較の上、そのニーズに合わせて接続ではなくモバイル音声卸を利用することも想定されることから、そういった観点も評価において加味されることが必要と考えます。</p> <p>具体的には、以下のような項目について一定期間経過後（半年程度が想定される）に二種指定事業者に報告を求め、その報告を元に代替性を再評価することを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) プレフィックス自動付与機能に係る協議を行ったMVNOの事業者数、および実際の提供事業者数、事業者ごとの提供回線数（評価基準b、d 関連） (イ) モバイル音声卸の条件変更に係る協議を行ったMVNOの事業者数、および合意に至った事業者数（評価基準c 関連） (ウ) モバイル音声卸の標準プランについての条件の更なる変更の有無（評価基準c 関連） <p>これらの数値について、代替性の総合的な評価に用いることで、接続が代替的に機能しているか（接続を選択し卸から移行したMVNOが一定程度存在しているか、利用者の接続への移行を妨げる制約的な提供条件がないか）、適正な卸契約交渉がMNOとMVNOの間で行われているか（そのニーズに合わせて接続ではなく卸を選択したいMVNOが一定程度存在しているか、MNOがそのニーズに応えようと真</p>

	<p>撃に協議に応じているか)を確認することができ、それぞれの評価基準においてより適正に代替性を評価し得るものと考えます。特に(イ)については、MNOとMVNOの卸交渉の実態はNDAによりブラックボックスとなっているものでありますが、評価基準cの求める卸契約交渉の適正化を客観的に評価するためには、MNOにその概況について報告を求めることが必要であるものと考えます。</p> <p>さらに、プレフィックス自動付与機能について実装はされたものの、MVNOにおける利用開始はこれからであり、利用が進むに連れて、今後機能面等で何らかの課題等が明らかになる可能性も否定できません。MVNOによるプレフィックス自動付与機能の利用開始後の状況等を踏まえて、当該機能の利用や二種指定事業者とMVNO間の協議において、現時点で認識し得ない課題が生じていないか、それらの課題が公正競争上の弊害を生んでいないかを、ガイドラインに則り継続的に確認していくことも必要と考えます。</p>
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・ 接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。 ・ なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。 	<p>モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、IMS接続(S8HR接続)が考えられますが、2020年1月10日第28回接続料の算定等に関する研究会での当協会MVNO委員会からのプレゼンテーションのとおり、技術面(VoLTE対応、網間接続等)、制度面(電気通信番号、緊急通報機能接続、MNP等)、経済負担面(フルMVNO化、IMS設置等)の課題があると認識しており、現時点では、多くのMVNOにおいて採用を具体的に検討することが困難な形態と考えております。</p> <p>そのようななか、プレフィックス自動付与機能は、設備利用の態様は違えども、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用との間に一定程度の同等性が確保されており、またIMS接続に比して、技術面、制度面、経済負担面の課題が小さく、多くのMVNOにおいて採用可能と考えられることから、当面の接続形態としては現実的ではないかと考えます。</p>

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か

・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。

プレフィックス自動付与機能の接続において、緊急通報等が付随する卸役務としてコストベースで提供される場合は、中継事業者の中継電話役務等と組み合わせることにより、実質的にモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能になると考えます。なお、現状、MVNO において価格・機能等を比較考慮のうえ複数の中継事業者から選択可能であること、またプレフィックスを付与する通話アプリをバージョンアップする等により中継事業者を乗り換えることも比較的容易に可能であることから一定の競争原理が働いており、これにより通話アプリを利用した音声サービスにおいて実際に多くの MVNO が安価で柔軟なサービス提供を実現していると認識しています。

また、プレフィックス自動付与機能を利用した場合と指定設備卸役務を利用した場合とでは、通話品質が異なる（前者は高音質通話の対象外、後者は相手先により高音質通話が適用される場合がある）と認識しておりますが、二種指定事業者のみに帰する問題ではなく、中継事業者や固定通信事業者等との間の接続条件に起因する課題であることから、指定設備卸役務との代替性評価の観点では「同様の役務」の範疇と捉えることが適当ではないかと考えております。ただし、二種指定事業者、中継事業者、固定通信事業者等により、この課題の解消に向けた努力が行われることは望ましいと考えます。

一方で、現状、全ての MVNO がモバイル音声卸にて音声サービスを提供しているなか、接続に付随する卸役務として、コストベースで緊急通報等が提供されているとしても、仮に提供条件の制約によって、卸から接続への移行に当たり利用者に手間が発生する等の利用者利便の低下が伴うなど、卸から接続に移行することが MVNO に取り困難な場合は、実際に接続を利用してエンドユーザ向けに役務を提供できる MVNO が存在し得ないことも考えられます。その点、二種指定事業者にそのような制約的な提供条件の有無についてヒアリングまたは書面での報告を求め、制約的な提供条件がある場合には、評価項目 d のみならず本項目にも適合しないと評価されるものと考えます。

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 420-0034

住所

静岡県静岡市葵区常磐町 2-6-8

氏名

(株) TOKAI コミュニケーションズ

代表取締役社長 福田 安広

連絡先

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>代替性の評価に当たっては、下記に示すa) 及びb) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<p>接続制度に基づいてMNOとMVNOが音声交換機を接続することは技術面、制度面、経済負担面等から困難であり、本来の接続という姿を実現することはできない、という前提で、MNOとMVNOの競争条件を整える手法を検討、評価していただいていることと思います。</p> <p>代案として、MVNOが既に音声交換機を保有している中継電話事業者から音声卸を受ける座組を整える案(プレフィックス自動付与機能)では、MVNOは中継電話事業者の料金・手続き等に大きく左右されることになり、将来にわたってMVNOが競争力を維持できるものか、何かしらの評価・検証が必要と考えます。</p> <p>これらのことから、具体的な検証方法(a)(b)の論点について、本来の接続ではないが、現時点ではコストを下げる点では評価できるものと考えます。しかし、本来の接続が実現しない上で、MNOとMVNOの公正な競争条件を整えるには、今回案であれば中継電話事業者区間を考慮に入れる、モバイル音声卸であれば音声接続料に連動した卸価格の値下げ等、継続的な検証を行っていただくことを希望します。</p>
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。 ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。 	<p>プレフィックス自動付与機能は、設備利用形態は異なるものの、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用との間に一定程度の同等性が確保されており、またIMS接続と比較して、技術面、制度面、経済負担面の課題が小さく、現時点では評価できるものと思います。</p>

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か

・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。

中継電話事業者より提供されない緊急通報等の特番等について、MNOより引き続き卸の形態かつコストベースで提供されるため、指定設備卸役務によって提供される役務とほぼ同様の役務を提供できると考えます。

意見書

令和3年 4月 2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちようめ1ばん5ごう

住 所 大阪府中央区城見2丁目1番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ オプテージ

氏 名 株式会社 オプテージ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと

代表取締役社長 荒木 誠

電話番号

電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>なお、代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル音声サービスの卸料金は長年横ばいであったものの、実質的に卸役務しか選択肢がないため、既に多くのMVNOが卸役務により音声サービスを提供しております。このため、先に接続が存在し、その後卸役務が提供された固定分野（光サービス卸）とは異なり、モバイル音声卸の代替性を検証するに当たっては、現在広く使われている卸役務から容易に移行できるかという点について、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」において十分に考慮する必要があると考えます。MVNOには大小様々な事業者が存在し、その市場規模も大きいことを鑑みると、卸役務から接続への移行は、事業者間の手続きにより容易に行えることが望ましいと考えられます。仮に提供条件等の制約によって、例えば、既に契約中のMVNO利用者が一定の手続きや設定作業等を実施しないと接続機能が利用できないといった状況であれば、数多く存在する利用者にその負担を求めることは、利用者利便の観点から非常に困難であり、代替性は不十分であると評価されることが適正かと考えます。 ● このため、総務省殿においては、プレフィックス自動付与機能の利用における制約的な提供条件の有無について、二種指定事業者にヒアリングまたは書面での報告を求め、仮に何らかの制約的な条件があり、多くのMVNOがプレフィックス自動付与機能を実質的に利用できないという状況であれば、まず二種指定事業者はその提供条件の解消を求め、解消されない場合は、モバイル音声卸に係る代替性があるとの判断はすべきでないと考えます。 ● なお、プレフィックス自動付与機能について実装はされたものの、利用を開始しているMVNOはまだ僅かであることから、現時点においては、上記の評価を行うことは困難であると考えます。例えば半年程度等、一定期間経過後に二種指定事業者に接続機能について協議に至った、および提供しているMVNO事業者数について報告を求め、その報告を元にMVNOが移行可能かを考慮の上、代替性を評価いただくことを要望いたします。 ● また、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の観点においては、単に卸料金が見直されたということだけでなく、その料金について、MVNOが市場競争力を持てる水準であるか、また継続的に寄与しているか評価されることが重要であると考えます。この点、例えば、卸を用いているMVNO事業者が、かけ放題メニュー等、市場競争力のある料金で音声サービスを提供しているかについて、継続的に評価いただくことも有効であると考えます。 ● プレフィックス自動付与機能においては今後、機能面等で何らかの課題等が明らかになる可能性もございますことから、総務省殿においては、今後の利用状況や二種指定事業者とMVNO間の協議において、現時点で認識し得ない課題が生じていないか注視いただき、仮に課題が生じた場合は、ガイドラインに則り継続的に確認いただくことを要望いたします。

該当箇所	意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては記載の通りIMS接続が考えられますが、こちらは全国の緊急通報機関（警察・海上保安庁・消防）におけるMVNO設備との接続・連携も必須となる等の制度面、経済負担面の他、VoLTEの対応が困難であるといった技術面の課題もあり、対応できるMVNOが非常に限られる形態であると考えられます。 ● この点、プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸とは設備利用形態は異なるものの、多くのMVNOにおいて採用が可能なるものであり、当面の接続形態としては現実的であるため、モバイル音声卸と一定程度の同等性が確保されていると考えます。
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在多くのMVNOが提供している、中継電話サービスを利用した電話サービスでは、「専用のアプリを用いる必要があり、着信電話に対する折返し電話時等に利便性が悪い」という点や、「緊急通報やフリーダイヤルが使えない」といったエンドユーザの利便性に課題があったところ、プレフィックス自動付与機能の接続においてはこれらの課題が解決され、エンドユーザに提供する役務については、卸役務と一定の代替性があるものと考えます。 ● また、現状、多くのMVNOがモバイル音声卸にて音声サービスを提供しているため、卸役務から接続に制約なく容易に移行できることが必要であると考えます。仮に、制約条件によりMVNO利用者が一定の手続きや設定作業等を実施しないとプレフィックス自動付与機能が利用できない等、エンドユーザ向けに役務を提供できるMVNOが著しく少なくなることも考えられます。このため、代替性の評価にあたっては、二種指定事業者に提供条件の有無について確認いただき、制約的な提供条件がある場合には、評価項目d)のみならず、本項目にも適合しないと評価されることが適切かと考えます。 ● なお、プレフィックス自動付与機能を利用した場合は中継事業者の網を経由するため、厳密には通話品質が異なることも考えられます。しかし、こちらについては二種指定事業者のみに帰する問題ではなく、中継事業者や固定通信事業者等との間の接続条件に起因する課題であるため、卸役務との代替性評価においては同等とみなし、継続的に事業者間で改善に努めることが望ましいと考えます。

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 150-0002

住所

とうきょうとしぶやくしぶや

東京都 渋谷区 渋谷 3-10-13

TOKYU REIT 渋谷 R ビル 8 階

氏名

ソニーネットワークコミュニケーションズ

スマートプラットフォーム株式会社

だひひょうとりしまりやくしやちょう みねむら りゅうた
代表取締役社長 峯村 竜太

電話番号：

電子メールアドレス：

記

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
代替性の検証（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か	プレフィックス自動付与機能は、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの IMS 接続と比較して技術面／制度面／経済負担面などにおいて MVNO にとっての導入の課題が低く抑えられており、現時点においては一定の同等性と実現性が見込まれるものと考えます。
b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か	プレフィックス自動付与機能による接続を利用した場合、卸役務として提供されている緊急通報接続などを、接続に付随する卸役務としてコストベースで MVNO へ提供し、かつ、接続を利用してエンドユーザの手間などの負担が無く MVNO が役務を提供出来るのであれば、接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能ではないかと考えます。

以上

意見書

令和 3年 4月 2日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7529

(ふりがな) とうきょうとみなとくわいがん

住所 東京都港区海岸1丁目7番1号

(ふりがな) かぶしきかいしゃ

氏名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしゅうやくいん けん みやかわ じゅんいち

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

電話番号

電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、当社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。 (中略)</p> <p>・接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。</p>	<p>接続料の算定等に関する研究会(以下、「本研究会」とする)第四次報告書にもある通り、接続の代替手段については、プレフィックス自動付与機能及び緊急呼等の卸役務の継続提供を行うことで音声卸役務と一定の同等性が認められるというMVNO委員会殿の意見や本研究会での議論の結果を踏まえ、当社にて開発を行い、本年2月に機能リリースしました。また、その他接続機能についてはIMS接続も別案として挙がっていましたが、MVNO委員会殿からも技術的な課題とともに、VoLTEサーバ(IMS)の設置・運用が必要となる等、経済的にも困難という意見があり、プレフィックス自動付与機能が合理的と本研究会において判断されたものと認識しています。</p> <p>従って、上記考えや背景等を踏まえれば、現時点においてプレフィックス自動付与機能の提供が最善かつ現実的であり、また指定設備卸役務であるモバイル音声卸との同等性が十分に確保されていると考えます。</p>
<p>・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。</p>	<p>当社は、IMS接続についてMVNO殿からの要望があれば真摯に協議に応じる考えです。</p> <p>一方で、2020年1月10日の本研究会においてMVNO委員会殿が示されているとおり、IMS接続については例えば以下のような課題が想定され、現時点においては解決困難な課題や解決には相応の期間を要すると考えられる課題もあり、また、卸役務で用いられる設備と同様の利用形態・利用条件とならない可能性があると考えます。</p> <p>※課題の一例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 標準外の接続方式の検討が必要(APN:IMS以外の方式等) ② 東日本電信電話株式会社殿・西日本電信電話株式会社殿のIP網移行前のPSTNとの接続可否、IP網移行後の多数事業者との直接接続 ③ MVNO殿での緊急機関(消防機関だけでも700拠点超)との直接接続やそれ

	<p>に係る緊急機関側の改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 位置情報連携やMNP等のMNO各社との連携に伴う開発等各種対応 ⑤ MVNO殿による音声伝送電話番号の運用を可能とする制度改正が必要 ⑥ 3Gサービスの開発不可（サービスアウト見込み） <p>従って、IMS接続の導入を検討する場合は、導入時期により利用形態や利用条件が異なる点等について整理が必須であると考えます。</p>
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p> <p>・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</p>	<p>プレフィックス自動付与機能については、本研究会においても議論されたとおり、緊急通報等の一部通話については、MVNO殿において接続方式での実現が実質的に不可能と想定されることから、卸役務の提供を継続することとなったものと認識しています。</p> <p>また、緊急通報等については卸役務として提供するものの、コストベースでMVNO殿に提供することとしており、一般通話においても接続によるコストベースでの提供となることから、MVNO殿は卸役務と同様のサービスをいずれもコストベースで利用可能であり、一部卸としての契約が継続するとしても、接続としての同等性は十分に担保されているものと考えます。</p>

以上

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 〒211-8588
(ふりがな) かながわけんかわさきしなかはらく
かみこだなか 4-1-1
住所(所在地) 神奈川県川崎市中原区上小田中 4-1-1
(ふりがな) ふじつうかぶしきがいしゃ
ときた たかひと
氏名((法人又は団体名等)注1)
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁
(※連絡担当者)

電話番号
電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証
(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

該当箇所	意見
全体	<p>「接続機能」(プレフィックス自動付与機能)の実装により、現行の指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同様の利用条件で、エンドユーザが同様のサービスを利用可能となります。また、法人音声サービス分野においても「モバイル音声卸」に加え「接続機能」(プレフィックス自動付与機能)に基づく音声サービスの選択肢が増えます。これらの結果はモバイル市場の健全な競争環境の確保ならびに通信サービス向上に繋がると考えており、代替性検証(案)に記載の内容に賛同します。</p> <p>今回の結果を踏まえ、引き続き、審議会等での検証や生じた課題に対する検討等を可能な限りオープンに実施頂きながら、適宜必要な対応を行って頂くことを希望します。</p>

意見書

2021年4月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だひようとりしまりやくしゃちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証（案）に関し、
別紙のとおり意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
<p>第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」も踏まえ、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（本年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、検証を実施していたところである。</p> <p>今般、検証の対象となっていた二種指定事業者各社より、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）が実装された旨の報告があったことから、ガイドラインに基づき、「ステップ1：接続による代替性の検証」を再度実施することとした。この際、プレフィックス自動付与機能に係る電気通信設備の利用形態・利用条件や役務提供範囲についての検証に当たった考え方は下記のとおりである。</p> <p>なお、代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<p>当社はモバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）の実装と並行して、モバイル音声卸料金についても MVNO との協議を実施しており、プレフィックス自動付与機能の接続料を踏まえた卸料金水準を提示しております。</p> <p>検証（案）においては、『代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的な評価を行う。』とされているところですが、プレフィックス自動付与機能によりモバイル音声卸サービスと同様の設備利用形態・利用条件で利用可能かつエンドユーザに提供可能であること、プレフィックス自動付与機能の存在に起因して卸料金を見直すなど現に契約交渉の適正化に寄与していることを踏まえ、当社が実装したプレフィックス自動付与機能はモバイル音声卸に係る接続による代替性として合理的に評価できるものと考えております。</p>
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、二種指定事業者の IMS と接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNO が二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。 	<p>当社はモバイル音声卸の代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装し、2021年2月16日に接続約款の届出をしております。検証（案）の通り、接続の設備利用形態は、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えます。</p> <p>なお、IMS 接続については、「接続料の算定等に関する研究会」第28回会合（2020年1月10日）において、MVNO 委員会からは、「フル MVNO」となることが求められ、更に VoLTE サーバ(IMS)を設置・運用する必要があるなど、特に中小規模の MVNO には現実的には困難である旨の意見があり、</p>

・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば IMS 接続が挙げられる。

様々な技術的課題や制度的課題があることからモバイル音声卸に係る接続による代替性とした接続形態としては実現が難しいと整理されたものと考えております。

接続料の算定等に関する研究会 第 28 回
MVNO 委員会ヒアリング資料より

【参考2】音声通話(VoLTE)を接続で実現するための課題 技術的課題①

- MNOの音声通話から、3G網を利用しているものについては、MNO側での開発が完了し、かつそのサービス終了が予定されており、今後の網改修は難い可能性が考えられる。
- MVNO利用範囲でのデータ通信はAPNで振り分けられているが、データ通信を利用する4Gによる音声通話(VoLTE等)では国際標準によりAPNとして「ims」が固定的に設定されている。この条件でVoLTE等をMVNOのデータ通信ネットワークへ振り分ける(5Gホームルーティング方式)ためには、フルMVNOとして設備にMNCを適用し適用するか、APN以外で振り分ける経路確保機能の開発が必要となる。
- VoLTEでは電話の発着音の部、MVNOが運用するVoLTEサーバ(IMS)と、MNOのコアネットワークが協調して、QoSを確保する音声伝送へへの設定を行う必要がある。通常のデータ通信ではこのような協調動作は実施されておらず、協調動作が現実的に可能であるが、MVNOのみでは判断することができない。

【参考2】音声通話(VoLTE)を接続で実現するための課題 技術的課題②

- ホストMNO以外の携帯電話事業者、および固定電話事業者等との音声伝送接続については、直連、もしくはNTT東西によるPSTNの「ループ機能」を介しての接続が必要となるが、2025年に予定されるIP網への移行を考えたときに、既に何らかの電話網を運用しているMVNO以外には、近い将来に廃止となるPSTNとの差別的な接続に、これからの積み重ねる事業者別は困難である。
- 事業者間のIP接続については、NTT東西は2021年1月より提供開始と表明しているが、実際にIP接続(「ループ機能 POI」)に全国の多数の電話事業者が移行し、PSTNに対する非IP的な接続が不要となるのはさらに先となる見込み

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会 第37回 報告資料より

【参考3】音声通話(VoLTE)を接続で実現するための課題 制度的課題

- 携帯電話音声伝送設備の提供に当たっては、利用者に割り当てられる音声伝送電話番号(070/080/090)の運用が必要となるが、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定には基地局要件が設けられており、MVNOによる番号の運用は不可。そのため、利用者に割り当てるための電話番号をMVNOが運用可能とするためには、制度改正について検討する必要がある。
- 同時に、電気通信番号計画では携帯電話音声伝送設備には緊急通報(緊急通報)、番号ポータビリティの実現が義務づけられており、MNOに比べ規模の小さいMVNOにとってはこれらの義務が非常に大きな経済的負担となることが考えられる。また緊急通報の実現にあたっては、全国の緊急通報機関(警察・海上保安庁・消防)におけるMVNO設備との接続・連携も必須となり、当該機関のコスト負担についても検討する必要がある。

電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)より

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

・接続では緊急通報等が MVNO により実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範

プレフィックス自動付与機能においては、検証(案)の通り、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として緊急通報等を提供しており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能と

<p>困は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</p>	<p>なっていると考えております。</p>
--	-----------------------

以 上

意見書

令和3年4月2日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうと みなとく とらのもん

住所(所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

(ふりがな) にほんつうしんかぶしきがいしゃ

氏名(法人又は団体名等) 日本通信株式会社

(ふりがな) ふくだ なおひさ

代表者名 代表取締役社長 福田 尚久

連絡担当者

電話番号

電子メールアドレス

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく代替性検証(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p> <p>・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。</p> <p>・接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考</p>	<p>プレフィックス自動付与機能を実装した接続による音声通信役務（以下、「プレフィックス音声接続」という）では、以下のとおり、指定設備卸役務による音声通信役務（以下、「モバイル音声卸」という）において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備を、同様の設備利用形態・利用条件で利用することはできない。</p> <p>1) 設備利用形態について</p> <p>① 中継事業用設備の存在</p> <p>モバイル音声卸は、発信側事業者の電気通信設備と受信側事業者の電気通信設備によって提供されるが、プレフィックス音声接続は、発信呼において、中継事業用設備を経由する。</p> <p>② SIM交換の必要性</p> <p>プレフィックス音声接続は、エンドユーザが使用している既存のSIMでは利用することができず、別のSIMに交換する必要があることが卸先事業者（以下、「MVNO」という）に説明されている。SIM交換はエンドユーザの利便性を著しく損なうものであり、SIM交換を要する場合、エンドユーザがプレフィックス音声接続をモバイル音声卸の代替手段として評価することはあり得ない。</p> <p>SIM交換の要否は、設備利用形態を構成する重要な要素であり、接続約款の届出においては、接続約款に記載されているか否かにかかわらず、審査されるべきである。</p> <p>2) 設備利用条件について</p> <p>① 中継事業用設備の存在</p> <p>プレフィックス音声接続では、中継事業用設備のコストをMVNOが負担する。MVNOは、プレフィックス音声接続の発信呼で経由する中継事業用設備のコストを負担する一方、着信呼では中継事業用設備を経由しないため、着信接続料を得ることができない。すなわち、プレフィックス音声接続の設備利用条件は、MVNOにとつ</p>

該当箇所	意見
<p>えられる。</p> <p>・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば IMS 接続が挙げられる。</p>	<p>て付加価値のない設備を経由することで MVNO に一方的なコスト負担を強いるものである。</p> <p>② SIM 交換の必要性</p> <p>プレフィックス音声接続において、SIM 交換を必要とすることは、エンドユーザの利便性を著しく低下させ、MVNO から顧客を流出させる要因となる。</p>

該当箇所	意見
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か。</p> <p>・接続では緊急通報等が MVNO により実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</p>	<p>プレフィックス音声接続を利用することでは、以下のとおり、モバイル音声卸によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供することはできない。</p> <p>1) 通話品質 通話品質は中継事業用設備及びその接続形態に依存するため、プレフィックス音声接続では、モバイル音声卸に比べて通話品質が劣る可能性が否定できない。現に、プレフィックスによる中継事業者役務を提供している MVNO において、通話品質が劣ることが確認されている。</p> <p>2) SIM 交換の必要性 プレフィックス音声接続において、SIM 交換を必要とすることは、エンドユーザーに新たな手続きを強いるものであり、利便性を著しく低下させ、MVNO から顧客を流出させる要因となる。</p> <p>3) 海外ローミング モバイル音声卸では、海外ローミングによる海外発信の音声通信役務が提供されているが、プレフィックス音声接続では、海外ローミングによる海外発信の音声通信役務を提供することはできない。 (プレフィックス音声接続を利用する場合、海外ローミングによるサービスの提供を断念して国内発信の音声通信役務のみを提供するか、または、海外ローミングを卸役務として調達し、プレフィックス音声接続と組み合わせて提供するかのいずれかとなるが、後者の場合は卸契約に統合されるため、「接続による」代替性の確保という趣旨は失われる。)</p>

なお、代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。

1) 代替性を評価するには時期尚早である
プレフィックス音声接続の提供実績がない現時点では、プレフィックス音声接続の存在が卸契約交渉の適正化に寄与しているか否かを評価することは不可能である。
プレフィックス音声接続にモバイル音声卸との代替性が認められないことは上記 a) および b) に記載したとおりであるが、いずれにしても、2021年2月下旬に接続約款が公表されたものの、未だ、プレフィックス音声接続を利用した音声通信役務が提供されていないプレフィックス接続が、音声卸契約の交渉の適正化に寄与しているか否かを評価するには、あまりにも時期尚早である。
今後、音声卸契約の交渉が進展し、継続的かつ傾向的に音声卸料金が引き下げられていることが確認できて初めて代替性を評価すべきである。特に、中継事業に係るコスト引き下げが重要であることから、中継事業市場の透明化の進展が求められる。

2) 通常の接続による代替性を目指すべきであること
モバイル音声卸の提供料金については、2020年6月30日の総務大臣裁定（以下、「総務大臣裁定」という）に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤（卸契約として適正な利潤）を加えた額を超えない額で設定されたモバイル音声卸の料金が存在する。一方、MNOは、接続約款にプレフィックス音声接続を記載すると同時に新たなモバイル音声卸の料金をMVNOに提示しており、これらの料金水準は大きくかけ離れている。このような状態では、どちらの料金をもって本項目を評価するのか不明である。

本来、接続による代替性は、卸契約交渉の適正化に寄与しているか否かを評価すべきものであるところ、プレフィックス音声接続は、総務大臣裁定で判断が下されたモバイル音声卸の提供料金に一物二価をもたらし、卸契約交渉を混乱させる結果となっている。

そもそも、総務大臣裁定は、将来的に、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合は音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段となりうるとしており、接続による音声通話サービスの提供を目指すものである。また、これを受けて策定された「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」も、接続制度によって適正かつ公平な

該当箇所	意見
	<p>提供料金および提供条件が実現している場合はモバイル音声卸においても適正な契約交渉が行われることが期待できるとしている。</p> <p>したがって、電気通信事業者間の公正競争を確保するという本来の目的に立ち戻り、接続による音声通話サービスの提供の実現を目指すべきである。</p> <p>なお、プレフィックス音声接続では、MVNOは自社のIMS基盤を利用することはできないため、技術的な自由度が限定されるが、MVNOに電気通信番号を指定することで接続による音声通話サービスが実現すれば、MVNOは自社のIMS基盤通信により、自由度の高いサービス設計が可能となり、付加価値のある音声通話サービスを提供することができる。接続による音声通話サービスの提供は、多様なサービスの実現により利用者の利便の確保につながるものである。</p>

意見書（要旨）

該当箇所	意見
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、二種指定事業者の IMS と接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNO が二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。 ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば IMS 接続が挙げられる。 	<p>プレフィックス自動付与機能を実装した接続による音声通信役務（以下、「プレフィックス音声接続」という）では、以下のとおり、指定設備卸役務による音声通信役務（以下、「モバイル音声卸」という）において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備を、同様の設備利用形態・利用条件で利用することはできない。</p> <p>1) 中継事業用設備の存在</p> <p>モバイル音声卸は、発信側事業者の電気通信設備と受信側事業者の電気通信設備によって提供されるが、プレフィックス音声接続は、発信呼において、中継事業用設備を経由する。卸先事業者（以下、「MVNO」という）は、プレフィックス音声接続の発信呼で經由する中継事業用設備のコストを負担する一方、着信呼では中継事業用設備を経由しないため、着信接続料を得ることができない。すなわち、プレフィックス音声接続の設備利用条件は、MVNO に一方的なコスト負担を強いるものである。</p> <p>2) SIM 交換の必要性</p> <p>プレフィックス音声接続は、エンドユーザが使用している既存の SIM では利用することができず、別の SIM に交換する必要があることが MVNO に説明されている。SIM 交換はエンドユーザの利便性を著しく損なうものであり、MVNO から顧客を流出させる要因となる。</p>

該当箇所	意見
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p> <p>・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</p>	<p>プレフィックス音声接続を利用することでは、以下のとおり、モバイル音声卸によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供することはできない。</p> <p>1) 通話品質 プレフィックス音声接続では、モバイル音声卸に比べて通話品質が劣る可能性が否定できない。</p> <p>2) 海外ローミング モバイル音声卸では、海外ローミングによる海外発信の音声通信役務が提供されているが、プレフィックス音声接続では、同役務を提供することはできない。</p>
<p>なお、代替性の評価に当たっては、下記に示す a) 及び b) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」、「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。</p>	<p>プレフィックス音声接続の提供実績がない現時点では、プレフィックス音声接続の存在が卸契約交渉の適正化に寄与しているか否かを評価することは不可能であり、今後、卸契約交渉が進展し、継続的に音声卸料金が引き下げられていることが確認できて初めて代替性を評価すべきである。</p> <p>また、ガイドラインは、接続制度によって適正かつ公平な提供料金および提供条件が実現している場合はモバイル音声卸においても適正な契約交渉が行われることが期待できるとしていることから、電気通信事業者間の公正競争を確保するという本来の目的に立ち戻り、接続による音声通話サービスの提供の実現を目指すべきである。</p>